

令和3年三重県議会定例会

戦略企画雇用経済常任委員会

提出資料

◎ 所管事項

- 1 証紙制度の見直しについて 1 頁

令 和3年12月15日

出 納 局

証紙制度の見直しについて

1 証紙制度の現状

(1) 証紙制度とは

証紙制度とは、各種申請の際に県に対して支払う手数料や使用料を現金以外で納付する方法の一つで、収入証紙は県が発行する金銭上の価値を表す証票です。

申請者が、事前に収入証紙を購入して申請書等に貼付することにより、窓口での申請手続きの簡素化が図られる、郵送による申請が可能となるなど利便性の向上に資するほか、収納事務の迅速化、納付書・領収書等の省略による事務の効率化を図ることができます。

(2) 本県の状況

本県では、収入証紙のほとんどが自動車運転免許証更新や建設業許可申請など各種申請の際の手数料（令和2年度収入証紙取扱実績のあるもの）

117業務（更新、変更等を1業務と取り扱う）などとして使用されており、県内外の収入証紙販売所（金融機関窓口、運転免許センター等約500箇所）や、郵送により購入できるようになっています。

なお、令和2年度収入証紙取扱実績等は、以下のとおりです。

○令和2年度収入証紙取扱実績額：28億6,900万円
(一般会計における手数料収納額の約96%を占める)

○ 収入証紙取扱実績の多い手数料

手数料の名称	取扱実績額	総額に占める割合
自動車運転免許証交付等手数料	9億1,400万円	32%
自動車保管場所証明書交付申請等手数料	3億6,800万円	13%
高齢者講習手数料（自動車運転免許）	3億6,400万円	13%
建設業許可等手数料	1億6,700万円	6%
更新時講習等手数料（自動車運転免許）	1億4,900万円	5%

(3) 全国の状況

令和3年10月現在、東京都、広島県、大阪府、鳥取県を除く道府県全てで証紙制度を採用しています。

茨城県では、令和2年4月から収入証紙とキャッシュレス収納の併用を開始しました。

なお、その他の道府県の多くでも見直し検討を始めています。

2 検討状況

近年のD Xの進展により手続きの電子化が進み、電子マネーの普及等決済方法が多様化する中、証紙制度の見直し検討を行う必要があります。

このため、本年度、庁内に収入証紙取扱実績の多い所属の担当者等で構成するワーキンググループを設置し、議論を行いました。その結果、証紙制度を直ちに全廃するのではなく、業務の特性に応じて見直しを行い、最終的に電子申請・電子納付をめざす段階的見直しを検討するよう、次のとおり提案をまとめたところです。

(1) 収納事務の委託（私人委託の活用）

申請先と収入証紙の販売所が近接し、手数料の納付を収入証紙以外の方法に変えても申請手続きが大きく変更しないものについて、収入証紙の廃止及び収納代行事業者（私人委託先）への委託の検討を行う。

(2) 収納方法の多様化（収入証紙と他の収納方法との併用）

窓口での申請が必須であるもの、申請に伴い図面等の添付書類が多いものなど、申請手続きの電子化に向かないものあるいは、直ちに電子化に移行できないものについて、収入証紙に加え、クレジットカード納付やM P N（マルチペイメントネットワーク）を利用した電子納付などを併用することにより、申請者の納付環境の向上に努めるよう見直し検討を行う。

(3) 電子申請・電子納付の導入

申請手続きがパソコン等で簡単に行えるものなどで、電子申請化により申請者の利便性の向上に資するものについて、電子申請システムの導入と合わせ電子納付が可能となるよう見直し検討を行う。

3 今後の対応

今後、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、他県における見直し状況を参考しながら、業務の特性に応じて、収納事務の私人委託やクレジットカード納付の導入等収納方法の多様化を進め、最終的に電子申請・電子納付をめざす段階的な証紙制度の見直しを実施していきます。

実施にあたっては、まず、関係団体との調整を図りつつ、収入証紙に変えて収納事務の委託が可能なものなど、費用負担が増加せず、比較的短期間で準備ができるものから見直しを始めます。

また、関係団体との調整、財務会計システムの改修、決済機器の導入を伴うなど、一定の準備期間を要するものについては、費用負担等を勘案のうえ、申請者の納付環境の向上につながるよう十分な検討を重ね、順次見直しを行っていきます。

なお、全体的な収納方法の電子化については、申請の電子化の検討と歩調を合わせながら、申請者の利便性の向上につながるよう検討を進めています。